

日 薬 業 発 第 118 号

令 和 元 年 7 月 5 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

指定難病の対象となる疾病の追加について

標記につきまして、厚生労働省健康局難病対策課より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

難病法に基づく医療費助成制度の対象疾病の拡大については、平成 30 年 4 月 18 日付け日薬業発 21 号にてお知らせしたところですが、今般、更なる拡大により対象疾病は 333 疾病となり、これらは本年 7 月 1 日より適用されるとのことです。

本制度についての周知用資材などは以下からご覧頂けます。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康
> 難病対策

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nabyou/index.html

事 務 連 絡
令和元年6月28日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

指定難病の対象となる疾病の追加について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定難病について、別添のとおり告示され、本年7月1日から適用することとなりましたので、お知らせいたします。

連絡先

厚生労働省健康局難病対策課難病医療係

川崎、結城

T e l : 03-5253-1111 (内 2355)

E-mail : nanbyou02@mhlw. go. jp

○厚生労働省告示第二十八号
 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次の表のように改正し、令和元年七月一日から適用する。
 令和元年六月十日
 厚生労働大臣 根本 匠
 （傍線部分は改正部分）

<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一～三百三十一（略）</p> <p>三百三十二 膠様滴状角膜ジストロフィー</p> <p>三百三十三 ハッチンソン・ギルフォード症候群</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一～三百三十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	---

○厚生労働省告示第二十九号
 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二條第一項第二号ロの規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十二号）の一部を次の表のように改正し、令和元年七月一日から適用する。
 令和元年六月十日
 厚生労働大臣 根本 匠
 （傍線部分は改正部分）

<p>一（略）</p> <p>二 令第二十二條第一項第二号ロの医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの</p>	<p>一（略）</p> <p>二 令第二十二條第一項第二号ロの医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの</p>																				
<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;">疾患群</td> <td style="width: 80%;">治療状況等の状態</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>先天性代謝異常</td> <td>発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの</td> </tr> <tr> <td>神経・筋疾患</td> <td>発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの</td> </tr> <tr> <td>慢性消化器疾患</td> <td>気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの</td> </tr> </table>	疾患群	治療状況等の状態	（略）	（略）	先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;">疾患群</td> <td style="width: 80%;">治療状況等の状態</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>先天性代謝異常</td> <td>知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの</td> </tr> <tr> <td>神経・筋疾患</td> <td>発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの</td> </tr> <tr> <td>慢性消化器疾患</td> <td>気管切開管理又は挿管を行っているもの</td> </tr> </table>	疾患群	治療状況等の状態	（略）	（略）	先天性代謝異常	知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	神経・筋疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
疾患群	治療状況等の状態																				
（略）	（略）																				
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの																				
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの																				
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの																				
疾患群	治療状況等の状態																				
（略）	（略）																				
先天性代謝異常	知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの																				
神経・筋疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの																				
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの																				